

別表7 許可基準

| | | | |
|---------------|---------|--|---------------------------------------|
| 敷地 | 地 割 | ・歴史的な地割を継承した現状の間口を大きく改変しないこと。 | |
| | 配 置 | ・道路に面して建て、軒先もしくは下屋は道路から後退させない。 ・主となる建築物に脇門を設けるなど、周囲の伝統的建造物に調和する配置とする。 | |
| 構造・規模 | 構 造 | ・歴史的風致を損なわないものとする。 | |
| | 建 物 間 口 | 同上 | |
| | 階 数 | ・平屋建てもしくは二階建てとする。 | |
| | 高 さ | ・歴史的風致を損なわないものとする。 | |
| | 基 础 | ・コンクリート面の露出が目立たないように配慮する。 | |
| 建築物外部意匠 | 屋 根 | 形 式 | ・切妻造など、周囲の伝統的建造物に調和する形式とする。 |
| | | 勾 配 | ・歴史的風致を損なわないものとする。 |
| | | 軒 | 同上 |
| | | 材 料 | ・瓦葺きもしくは金属板葺きとする。 |
| | | 色 彩 | ・灰色もしくは黒色系統とする。 |
| | 下屋庇 | 形 式 | ・歴史的風致を損なわないものとする。 |
| | | 材 料 | 同上 |
| | | 色 彩 | ・灰色もしくは黒色系統とする。 |
| | 外 壁 | 形 式 | ・歴史的風致を損なわないものとする。 |
| | | 色 彩 | ・中塗り仕上げや白漆喰仕上げなど、周囲の伝統的建造物に調和する色彩とする。 |
| | 建 具 | 形 式 | ・歴史的風致を損なわないものとする。 |
| | | 材 料 | ・通りに面する建具は原則木製とする。 |
| | | 色 彩 | ・歴史的風致を損なわないものとする。 |
| 設備機器等 | | ・通りからみえる配置や形状としない。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、歴史的風致に調和した素材・形状・色彩による目隠しを行い、外観上目立たないようにすること。 | |
| 工 作 物 | | ・歴史的風致を損なわないものとする。 | |
| 駐車場・空地等 | | ・通りに面して駐車場を設ける場合は、門や塀などによる目隠しを行い、歴史的風致を損なわないものとする。 ・門や塀、車庫等を設ける場合は、それぞれの基準に従うものとする。 | |
| 宅地造成・土地の形質の変更 | | ・造成および変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。 | |
| 樹木の伐採・土石類の採取 | | ・実施後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。 | |

※その他、特に記載のない形態・意匠等は伝統的建造物に準ずるものとする。また、教育委員会が特に必要と認め、上記の基準に依り難い場合は、須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮って決定する。